

(別記1)

労働力確保体制強化事業

第1 事業の趣旨

農業現場における労働力不足を解消するため、労働者が働きやすい環境づくりに向けた就労条件改善のための取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等（以下「産地間連携等」という。）による労働力確保の取組に対して支援を行う。

第2 事業の実施

1 事業統括業務

事業実施主体は、以下に掲げる取組を実施するものとする。

(1) 地区プロジェクト実施主体の公募及び決定

事業実施主体は、地域の関係機関が連携して、産地の労働力確保への取組（以下「地区プロジェクト」という。）を行う団体（以下「地区プロジェクト実施主体」という。）を公募により募集するものとし、外部有識者等により構成される審査委員会による審査を経た上で選定するものとする。

公募に当たっては国と緊密に連携するものとし、このために必要となる公募要領及び審査要領は、事業実施主体が別に定めるものとし、これを作成又は修正する場合には、経営局長の承認を得るものとする。

また、地区プロジェクト実施主体の選定に当たっては、その都度、経営局長に協議するものとする。

(2) 補助金の交付

地区プロジェクト実施主体に対する補助金の交付は、事業実施主体が行うものとする。なお、事業実施主体は、補助金の交付について必要な事項を定めた交付要綱を国の様式等に準じて定めるものとする。

(3) 地区プロジェクトの管理

ア 進捗状況の管理

事業実施主体は、外部有識者等による事業検討委員会を設置し、地区プロジェクト実施主体の取組について、進捗状況を適切に把握し、必要な調整や助言等を行うものとする。また、地区プロジェクト実施主体に交付される本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は地区プロジェクト実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

イ 事業実績に対する指導

事業実施主体は、2の(9)の地区プロジェクトの実績報告の内容について確認し、2の(8)のアに定める成果目標、及び「働きやすい環境づくり計画」において改善に取り組むとされた就労条件の達成が見込まれないと判断したときには、地区プロジェクト実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

ウ 事業の評価

事業実施主体は、地区プロジェクト実施主体が行う取組内容について、2の(8)のイに定める目標年度の翌年度に、第3の3の規定に基づく事業の評価及び経営局長への報告を行うものとする。

(4) 成果報告会の実施

事業実施主体は、地区プロジェクトの取組内容を取りまとめ、年1回、地区プロジェクト実施主体による成果報告会の実施・運営を行うものとする。

(5) 労働力調整等に関する相談への対応

事業実施主体は、産地間連携等による労働力確保に取り組もうとする産地から、連携先となる産地等について相談があった場合、候補となる産地等を紹介するなどの対応を行う。

2 地区プロジェクト

地区プロジェクトに関しては、次に掲げる規定によるものとする。

(1) 地区プロジェクト実施主体

地区プロジェクト実施主体は、別表1に定める要件を満たす団体であって、公募により選定された団体とする。

(2) 事業の種類

地区プロジェクト実施主体は、以下に掲げる事業を実施できるものとする。なお、事業の実施に当たっては、ア又はイのいずれかのタイプを選択して実施することとし、同一の団体が同一年度に両方を実施することはできないこととする。

ア 就労条件改善タイプ

労働者が働きやすい環境を実現するため、地区プロジェクト実施主体が策定する「働きやすい環境づくり計画」に基づき、就労条件改善のための各種規則の策定・見直し、労働者の作業負荷軽減のための作業工程の見直し、就労条件改善を具体的な労働力確保につなげるための取組等を実施する。

イ 産地間連携等推進タイプ

産地間連携等による産地の労働力確保の取組を実施する。

(3) 事業の内容

ア 就労条件改善タイプ

就労条件改善タイプを実施する地区プロジェクト実施主体は、以下に掲げる取組を実施できる。ただし、このうち、(ア)及び(ウ)の取組を必須とする。

(ア) 働きやすい環境づくり計画の策定・推進

a 働きやすい環境づくり計画の策定

労働者が働きやすい環境を実現するための就労条件改善の取組を計画的に推進するために、地域の農業経営体における労務管理の状況や、労働力確保の課題を踏まえ、地区プロジェクト実施主体として、別表2に定める要件を満たす新たに取り組む具体的な就労条件改善事項等を取りまとめた「働きやすい環境づくり計画」を策定するものとする。

なお、別紙様式1-1の事業実施計画書において、新たに取り組む就労条件改善事項及び(ウ)の取組が具体的に定められ、事業実施主体による承認

を受けたものを「働きやすい環境づくり計画」とみなすことができるものとする。

b 働きやすい環境づくり計画の推進

働きやすい環境づくり計画に基づく取組の効果を最大限上げることができるようにするため、検討会の開催等を通じて、進捗状況の管理や進捗状況を踏まえた計画の見直し等を行う。

c 地域の労務管理の状況等に係る調査

地域における労務管理の状況等、働きやすい環境づくり計画の策定や推進等に当たって必要となる地域の現状や課題を調査する。また、地区プロジェクト実施主体の構成員で、（ウ）の就労条件改善に取り組む農業経営体の従業員について、本事業による就業条件改善の取組を行う前の就労条件に対する満足度を必ず調査した上で、（８）のアの（ア）に定める成果目標を設定するものとする。

ただし、既に就労条件改善に取り組む農業経営体における労務管理の状況等、働きやすい環境づくり計画の策定や推進等に当たって必要となる地域の現状や課題を把握している場合においては、新たな調査を行うことは、これを要しない。

（イ）働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施

就労条件改善、労務管理、人材募集、農作業安全対策等に係る専門家の助言を受けるためのセミナーの開催やパンフレットの作成等の活動を行う。

（ウ）就労条件改善等のための取組

a 就業規則の策定・見直し等に係る社会保険労務士等からのアドバイス等のための支援体制整備

働きやすい環境づくり計画に基づき、農業経営体が就労条件を設定するために実施する就業規則等の策定・見直し等について、専門家派遣等を通じて支援する。

b 作業工程や業務内容の分析・改善による就労条件改善や定着支援等のための支援体制整備

働きやすい環境づくり計画に基づき、農業経営体が就労条件改善の実現に向けて実施する作業工程や業務内容の分析・改善や定着支援等について、作業内容に係るマニュアルの作成や他産業のノウハウを活用したマネジメント手法の導入、専門家派遣や産地単位での IoT ツール導入等を通じて支援する。

（エ）就労条件改善等を具体的な労働力確保につなげるための取組の実施

a 労働力の需給状況の把握

（a）地域の状況の把握等

地域の一以上の品目について、労働力の需給状況を含む、農繁期に農作業等を担う者の確保・育成・組織化に向けて必要となる地域の状況を把握する。

（b）労働力を提供可能な者の把握等

地域における労働力を確保するため、必要に応じて地域内又は周辺地域において労働力を提供可能な者の所在・傾向を調査等により把握する。

b 労働力確保・育成

(a) 労働力の確保

農作業等を担う者や農作業を受託する組織が提供する労働力の円滑な確保に向けて、ウェブサイトやスマートフォンアプリケーション等を用いた求人情報の発信、イベントの開催、パンフレットの作成等の活動を行う。

(b) 研修等の実施

(a) による労働力の確保を推進するため、農業者等を対象に、スマートフォンアプリケーション等の操作方法の習得等を目的とした研修会やセミナーを開催する。

また、(a) によって確保した労働力を効果的に活用できるよう、労働者等を対象に、地域や作業の特性に応じた技術・知識の習得、能力の向上等を目的とした研修会やセミナーを開催する。

イ 産地間連携等推進タイプ

産地間連携等推進タイプを実施する地区プロジェクト実施主体は、以下に掲げる取組を実施できるものとし、このうち、(ア) の a の取組を必須とし、(イ) の a 又は(ウ) の取組を必ず組み合わせて実施するものとする。

(ア) 労働力の需給状況の把握

a 地域の状況の把握等

産地の一以上の品目について、労働力の需給状況を含む、農繁期に農作業等を担う者の確保・育成・組織化に向けて必要となる地域の状況を把握する。ただし、既に地域の状況を把握している場合は、新たな調査を行うことは、これを要しない。

b 労働力を提供可能な者の把握等

産地における労働力を確保するため、必要に応じて地域内又は周辺地域において労働力を提供可能な者の所在・傾向を調査等により把握する。

(イ) 産地内での労働力確保・育成

a 労働力の確保

農作業等を担う者や農作業を受託する組織が提供する労働力の円滑な確保に向けて、ウェブサイトやスマートフォンアプリケーション等を用いた求人情報の発信、イベントの開催、パンフレットの作成等の活動を行う。

b 研修等の実施

a による労働力確保を推進するため、農業者等を対象に、スマートフォンアプリケーション等の操作方法の習得等を目的とした研修会やセミナーを開催する。

また、a によって確保した労働力を効果的に活用できるよう、労働者等を対象に、地域や作業の特性に応じた技術・知識の習得、能力の向上等を目的とした研修会やセミナーを開催する。

(ウ) 他産地・他産業との連携による労働力確保

農閑期が異なる他産地（他の地区プロジェクト実施主体も含む。）・他産業と連携し、他産地の農閑期において自産地に労働力を誘致するための宣伝活動

や労働力を相互に融通するための取組等を実施する。

(エ) 労働力等のマッチング及びデータベース化

(イ) の a 又は (ウ) によって確保した労働者に対して、産地において労働力を必要としている者の情報を提供するなどして、産地と労働力のマッチングを図る。また、確保した労働力の最適活用や労働力の属性等に基づく効果的なマッチングを図るため、名簿等のデータベースを整備する。

(オ) 農業の「働き方改革」への取組

a 農業の「働き方改革」に関する課題調査

産地における労務管理の状況など、農業の「働き方改革」を実施するに当たっての地域の課題を調査する。

b 農業の「働き方改革」に係るセミナー開催等

労働環境改善、労務管理、人材募集、農作業安全対策等に係る専門家の助言を受けるためのセミナーの開催やパンフレットの作成等の活動を行う。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に要する別表 3 の経費であって本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。また、補助対象経費の支給要件については、事業実施主体が別に定めるものとする。

(5) 補助金額及び補助率等

地区プロジェクト実施主体への交付限度額について、就労条件改善タイプは、1 地区当たり、地区プロジェクト実施主体の構成員で、(3) のアの (ウ) の就労条件改善のための取組を行う農業経営体の数に 1,000 千円を乗じた額の範囲内で補助し、補助率は定額とする。なお、当該農業経営体数によらず、1 地区当たりの最大交付額は 20,000 千円とする。

また、産地間連携等推進タイプは、1 地区当たり 3,500 千円の範囲内で補助し、補助率は定額とする。このほか、(3) のイの (ウ) により労働力確保に取り組む場合には確保した労働者の交通費及び宿泊費を 1 地区当たり 10,000 千円の範囲内で補助し、補助率は定額とする。

なお、申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することもあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がある。

(6) 事業実施計画

ア 地区プロジェクト事業計画

地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトの事業実施計画書（以下「地区プロジェクト事業計画」という。）について、就労条件改善タイプは別紙様式 1-1、産地間連携等推進タイプは別紙様式 1-2 により作成する。

イ 事業の承認

(ア) 地区プロジェクト実施主体は、アにより作成した地区プロジェクト事業計画を、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。また、事業の実施

において重要な変更を行う場合は、承認手続に準じて行うものとする。

(イ) (ア) の地区プロジェクト事業計画の重要な変更とは、以下に定めるところによるものとする。

- a 地区プロジェクトの中止又は廃止
- b 地区プロジェクト実施主体の変更
- c 補助事業費の3割を超える増減
- d 成果目標の変更

(7) 事業の着手

ア 地区プロジェクト実施主体は、原則として、事業実施主体による補助金の交付決定後に本事業に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に本事業に着手する場合にあっては、地区プロジェクト実施主体は、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式2により、事業実施主体に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業に着手する場合、地区プロジェクト実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。地区プロジェクト実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等を自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

(8) 事業の成果目標

地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトの成果目標を以下のとおり設定するものとする。

ア 成果目標値

(ア) 就労条件改善タイプ

地区プロジェクト実施主体の構成員で、(3) のアの(ウ) の就労条件の改善に取り組む農業経営体の従業員における、就労条件改善前後での就労条件に対する満足度の変化

(イ) 産地間連携等推進タイプ

現状の労働需要を踏まえ、確保する労働供給量

イ 目標年度

地区プロジェクトの目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

(9) 事業実績の報告

地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトの実績報告を、事業の完了後、1か月以内又は事業終了年度の3月20日までのいずれか早い期日までに、当該事業の結果、成果等について(6) のアで使用した様式により作成し、事業実施主体に対して提出するものとする。

(10) 事業の評価

地区プロジェクト実施主体は、(8) のイに定める目標年度における成果目標の達成状況について、別紙様式3の事業評価報告により、目標年度の翌年度の5月末日までに事業実施主体に提出するものとする。

第3 事業実施主体の事業実施計画等

1 事業実施計画の作成及び変更

事業実施主体は、事業統括業務の事業実施計画書を別紙様式4により作成し、交付申請時に添付すること。

本事業の補助対象経費は、別表3に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める重要な変更を行う場合は、事業実施計画書を変更し、変更交付申請時に添付すること。

2 事業実績の報告

事業実施主体は、事業統括業務の事業実績報告書を、事業の完了後、1か月以内又は事業終了年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに別紙様式4により作成し、経営局長に提出するものとする。

3 事業の評価

事業実施主体は、第2の2の(10)に基づく地区プロジェクト実施主体による自己評価が、第2の2の(8)のアに定める成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて事業評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ地区プロジェクト実施主体から聞き取りを行った上で、別紙様式5により評価結果を取りまとめ、経営局長に対し、目標年度の翌年度の6月末までに報告するものとする。

4 事業の実施体制

事業実施主体は、地区プロジェクト実施主体と密に連携し、効果的に事業を実施する。また、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。

(別記1 別表1)

地区プロジェクト実施主体の要件

地区 プロジェクト タイプ	地区 プロジェクト 実施主体	要件
就労条件改善 タイプ	1 協議会 2 その他事業実施主体 が認めた団体	1 地区プロジェクト実施主体の構成員の中に、①従業員（雇用契約期間が1か月以上の者で、正規職員・パートタイム職員等の別は問わない。以下同じ。）を雇用し、別記1の第2の2の（3）のアの（ウ）の就労条件改善に取り組む農業経営体（農業支援サービス事業体を含む。以下同じ。）を3者以上及び②関係機関（働きやすい環境づくり計画に基づく取組に加え、本事業終了後も産地等の就労条件改善を推進する能力及び意欲を有する者）を1者以上含んでいること。 なお、①に加え、今後、従業員の雇用を予定しており、別記1の第2の2の（3）のアの（ウ）の就労条件改善に取り組む農業経営体を構成員に含めることは可能とする。 2 事業の実務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法、その責任者、財務管理の方法等を明確にした運営規約が定められていること。 3 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有していること。 4 農業の労働力確保に関する知見を有していること。
産地間連携等 推進タイプ	1 協議会 2 都道府県 3 市町村 4 農業協同組合連合会 5 農業協同組合 6 公社（地方公共団体が 出資している法人を いう。） 7 土地改良区 8 農事組合法人 9 農事組合法人以外の 農地所有適格法人 10 特定農業団体	1 事業の実務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法、その責任者、財務管理の方法等を明確にした運営規約が定められていること。 2 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有していること。 3 農業の労働力確保に関する知見を有していること。

	11 協同組合 12 その他事業実施主体 が認めた法人	
--	-----------------------------------	--

(別記1 別表2)

地区プロジェクト実施主体が行う就労条件改善事項は、以下のとおりとする。

○地区プロジェクト実施主体の構成員ごとに、項目1及び項目2のうちから2つ以上、かつ、項目3のうちから1つ以上を選択して事業実施計画に位置付ける。

○各項目の就労条件改善事項を既に達成している構成員については、当該事項の見直し又は取組水準の向上に取り組む場合には選択可能。ただし、項目1の「就業規則の新規策定」については、新規に策定となる構成員のみが選択可能。

項目	就労条件改善事項	
項目1 労働基準関係法令への準拠	就業規則の新規策定	所定労働時間の設定
	休憩の設定又は休日の設定	時間外・休日労働に係る三六協定の締結の設定
	時間外割増賃金の支給	その他事業実施主体が認めるもの
項目2 各種保険制度への準拠	労災保険の加入	雇用保険の加入
	健康保険の加入	厚生年金保険の加入
	その他事業実施主体が認めるもの	
項目3 その他の就労条件改善	給与等支給額を前年度比増	地域別最低賃金よりも5%以上の上乗せ
	定期昇給制度の設定	給与テーブルの作成
	能力と給与を連動させる仕組みの構築	役職手当の設定
	特別手当の設定	育児休暇の設定
	介護休業の設定	保育環境の整備
	労働安全教育の実施	人事評価制度の設定
	資格取得を促進する制度の導入	スキルアップに資する目標や計画の策定
	若者及び女性労働者の新規就農や定着を図ることを目的とした事業の実施	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化）
	農業に係る労使関係の相談・仲介体制整備	その他事業実施主体が認めるもの

(別記1 別表3)

補助対象経費	範囲及び算定方法
地区プロジェクト実施主体に対する補助 ※上記経費については事業統括業務を実施する事業実施主体のみ計上可能	地区プロジェクト実施主体が行う取組に係る経費
賃金	事業を実施するための、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則、国の規定その他の業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付することとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。 また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間及び作業内容を証明しなければならない。
会計年度任用職員給与等 ※上記経費については地区プロジェクトを実施する地区プロジェクト実施主体のみ計上可能	地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて補助対象とすることができる。 この場合、給与等が妥当であるかを精査するため、給与に関する条例、勤務条件通知書等を申請の際に添付することとする。 また、事業実施主体は、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。
技能者給	事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、支払う実働に応じた対価。 技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。 また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。

謝金	事業を実施するための、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。 また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するための、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、他産地・他産業との連携による労働力確保等の実施に要する経費。
備品費	事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入並びにこれらの据付等に必要な経費（農業用機械を除く。）。
消耗品費	事業を実施するための、原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。
通信運搬費	事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費。 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 また、民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費	事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費。
使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。
その他	事業を実施するための、広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代等の雑費その他の費目に該当しない経費。

（注） 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記補助対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事

業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

- 2 謝金、賃金及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別記1 別紙様式1－1)

令和 年度働きやすい環境づくり緊急対策のうち
労働力確保体制強化事業実施計画（実績報告）書
（地区プロジェクト：就労条件改善タイプ）

番 号
年 月 日

（事業実施主体名） 殿

（地区プロジェクト実施主体名）
（代表者名）

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農
林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の（6）のア（実績報告の場合は第2の2
の（9））の規定に基づき、下記のとおり労働力確保体制強化事業実施計画（実績報
告）書を提出する。

事業実施年度	令和 年度			
都道府県 （産地名）				
地区プロジェクト 実施主体名				
代表者 ※協議会の場合	フリガナ 氏 属 部 署名等 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス			
事務局 連絡先	フリガナ 氏 属 部 署名等 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス			
会計担当者	フリガナ 氏 属 部 署名等 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス			

事業実施体制

実施主体の構成員			
就労条件の改善に取り組む農業経営体			
経営体名	法人・個人	経営作目等	従業員数
関係機関		備考（本事業における役割等）	
連携機関		備考（本事業における役割等）	

※ 就労条件の改善に取り組む者には、Ⅲの１の（２）に記載した就労条件の改善に取り組む農業経営体を記載すること。

※ 従業員数には、雇用契約期間が１か月以上の正規職員又はパートタイム職員等の人数を記載すること。

※ 適宜行を追加すること。

事業内容及び計画

I 地域農業の概況（労働力不足の傾向・雇用管理の現状等含む。）

※ 地域の地理的な状況とともに、地域の主力となる農畜産物等の生産量、生産額等を用いて、農業の概況を記載するとともに、労働力の不足・雇用管理の状況を記載すること。

II 事業の取組方針

全体方針	
------	--

※ 本事業実施の必要性、関係機関との連携内容、本事業終了後の構想等を記載すること。

※ 本事業を活用して労働力確保に取り組む場合、労働力確保を行おうとする作目名、技術名、労働力として確保しようとする対象（子育て中の主婦、シルバー人材など）、確保手段（新規就農フェアで募集、農協のホームページで公募のページを作成など）を明記すること。

Ⅲ 具体的な取組概要

1 必須の取組

(1) 働きやすい環境づくり計画の策定・推進 ① 働きやすい環境づくり計画の策定・推進 ② 地域の労務管理の状況等に係る調査 ※ ①については、検討体制や、検討会の開催期間等のスケジュールを具体的に記載すること。 ※ ②については、事業開始当初の就労条件の状況及び就労条件に対する従業員の満足度について調査すること。	
(2) 就労条件改善等のための取組	
改善に取り組む 就労条件の内容 ※1、※3	就労条件改善に向けた取組内容※2

※1 改善に取り組む就労条件は、別表2から選択して記載すること。

※2 就労条件改善に向けた取組内容については、就労条件の達成に向けて実施する必要性が分かるように記載すること。

※3 取組内容に応じて適宜行を追加すること。

2 その他の取組

--

(注) 必須の取組以外に取り組むものがある場合に記載してください。

3 他の施策と連携した取組の実施

(「〇〇事業により、市町村が労働環境改善の設備・機械を支援」等)

(注) 本事業に関連する取組を記載してください。(本事業の補助対象外の取組も併せて記載してください。)

IV 事業のスケジュール

	総事業費	うち国費
(参考) 既存の取組		
※1 おおよその総事業費及び国費を記載してください(円単位)。 ※2 事業内容のうち、既存の取組がある場合は、参考欄に記載してください。		

V 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

VI 事業の成果目標(目標年度:令和〇〇年度)

事後評価の検証方法

事業実施経費

(単位：円)

費 目	事業費		経費の必要性と当該事業との関連性
		うち国庫補助金	
賃 金	円	円	
(内 訳)			
技 能 者 給	円	円	
(内 訳)			
会計年度任用職員給与等	円	円	
(内 訳)			
謝 金	円	円	
(内 訳)			
旅 費	円	円	
(内 訳)			
備 品 費	円	円	
(内 訳)			
消 耗 品 費	円	円	
(内 訳)			
印 刷 製 本 費	円	円	
(内 訳)			
通 信 運 搬 費	円	円	
(内 訳)			
委 託 費	円	円	
(内 訳)			
役 務 費	円	円	
(内 訳)			
使用料及び賃借料	円	円	
(内 訳)			
そ の 他	円	円	
(内 訳)			
合 計	円	円	

- (注) 1. 各費目の計上に際しては、別に定める「補助対象経費」を参考とすること。
2. 「内訳」欄は、各費目の使途が分かるように記入すること。
3. 「事業費」欄は、補助金申請額が本事業に要する事業費を下回る場合（地区プロジェクト実施主体の自己負担がある場合）には、「うち国庫補助金」欄に補助金申請額を記入すること。
4. 「合計」欄には、各費目の合計額及び補助金申請額を記入すること。
5. その他事業実施主体が必要と認める資料を添付すること。
6. 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
7. 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別記1 別紙様式1－2)

令和 年度働きやすい環境づくり緊急対策のうち
労働力確保体制強化事業実施計画（実績報告）書
（地区プロジェクト：産地間連携等推進タイプ）

番 号
年 月 日

（事業実施主体名） 殿

（地区プロジェクト実施主体名）
（代表者名）

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農
林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の（6）のア（実績報告の場合は第2の2
の（9））の規定に基づき、下記のとおり労働力確保体制強化事業実施計画（実績報
告）書を提出する。

事業実施年度	令和 年度			
都道府県 （産地名）				
地区プロジェクト 実施主体名				
代表者 ※協議会の場合	フリガナ 氏 属 部 署名等 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス			
事務局 連絡先	フリガナ 氏 属 部 署名等 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス			
会計担当者	フリガナ 氏 属 部 署名等 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL FAX メールアドレス			

事業実施体制

事業実施体制（フロー図を含む。）

※ 他組織と連携して事業を実施する場合は、連携内容を具体的に記載すること。

事業内容及び計画

I 地域農業の概況（労働力不足の傾向等含む。）

※ 地域の地理的な状況とともに、地域の主力となる農畜産物等の生産量、生産額等を用いて、農業の概況を記載するとともに、労働力の不足の状況を記載すること。

II 事業の取組方針

全体方針
対象品目名

※ 本事業実施の必要性、関係機関との連携内容、本事業終了後の構想等を記載すること。

※ 本事業を活用し、労働力確保を行おうとする作目名、技術名、労働力として確保しようとする対象（子育て中の主婦、シルバー人材など）、確保手段（新規就農フェアで募集、農協のホームページで公募のページを作成など）を明記すること。

Ⅲ 実施主体の構成員

※ 都道府県、生産者団体、市町村や□□農業公社、農業生産法人△△、J A〇〇生産部会代表などを記載すること。

Ⅳ 具体的な取組概要

1 必須の取組

(1) 地域の労働力状況調査等

(2) 労働力の確保

(注) 各項目を埋めてください(本事業の補助対象外の取組も併せて記載ください)。

2 その他の取組

(注) 必須の取組以外に取り組むものがある場合に記載してください。

3 他の施策と連携した取組の実施

(「〇〇事業により、市町村が宿泊施設を整備」等)

(注) 本事業に関連する取組を記載してください。(本事業の補助対象外の取組も併せて記載してください。)

V 事業のスケジュール

	総事業費	うち国費
(参考) 既存の取組		
※1 おおよその総事業費及び国費を記載してください（円単位）。 ※2 事業内容のうち、既存の取組がある場合は、参考欄に記載してください。		

VI 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

VII 事業の成果目標（目標年度：令和〇〇年度）

事後評価の検証方法

※ 目標設定の妥当性を判断するため、現状値や目標設定の考え方についても記載すること。

事業実施経費

(単位：円)

費 目	事業費		経費の必要性と当該事業との関連性
		うち国庫補助金	
賃 金	円	円	
(内 訳)			
技 能 者 給	円	円	
(内 訳)			
会計年度任用職員給与等	円	円	
(内 訳)			
謝 金	円	円	
(内 訳)			
旅 費	円	円	
(内 訳)			
備 品 費	円	円	
(内 訳)			
消 耗 品 費	円	円	
(内 訳)			
印 刷 製 本 費	円	円	
(内 訳)			
通 信 運 搬 費	円	円	
(内 訳)			
委 託 費	円	円	
(内 訳)			
役 務 費	円	円	
(内 訳)			
使用料及び賃借料	円	円	
(内 訳)			
そ の 他	円	円	
(内 訳)			
合 計	円	円	

- (注) 1. 各費目の計上に際しては、別に定める「補助対象経費」を参考とすること。
 2. 「内訳」欄は、各費目の使途が分かるように記入すること。
 3. 「事業費」欄は、補助金申請額が本事業に要する事業費を下回る場合（地区プロジェクト実施主体の自己負担がある場合）には、「うち国庫補助金」欄に補助金申請額を記入すること。
 4. 「合計」欄には、各費目の合計額及び補助金申請額を記入すること。
 5. その他事業実施主体が必要と認める資料を添付すること。
 6. 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
 7. 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別記1 別紙様式2)

令和 年度交付決定前着手届
働きやすい環境づくり緊急対策のうち労働力確保体制強化事業
(〇〇タイプ)

番 号
年 月 日

(事業実施主体名) 殿

(地区プロジェクト実施主体名)
(代表者名)

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第1795号農
林水産事務次官依命通知)別記1の第2の2の(7)のアの規定に基づき、下記条件を了
承の上、交付決定前に着手するので届け出る。

(注) (〇〇タイプ)の箇所には、「就労条件改善タイプ」又は「産地間連携等推進タイプ」のいずれかを記載する
こと。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事
業に損失を生じた場合、これらの損失は、(地区プロジェクト実施主体名)が負担す
るものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合におい
ても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行
わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

(交付決定前に事業を着手する理由)

(別記 1 別紙様式 3)

令和 年度事業評価報告
働きやすい環境づくり緊急対策のうち労働力確保体制強化事業
(〇〇タイプ)

番 号
年 月 日

(事業実施主体名) 殿

(地区プロジェクト実施主体名)
(代表者名)

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 1795 号
農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 2 の (10) の規定に基づき、下記のとおり
事業評価報告を提出する。

(注) (〇〇タイプ) の箇所には、「就労条件改善タイプ」又は「産地間連携等推進タイプ」のいずれかを記載する
こと。

地区プロジェクト 実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

I 事業の効果

1 具体的な取組内容

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容			
成果目標の達成状況	目標値 (基準年においては現状値)	達成状況	達成率
基準年 (令和 年)			
目標年 (令和 年)			
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		(理由)	
適正な事業の執行		(理由)	

- (注) 1. 「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
2. 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料（地区プロジェクト実施主体の構成員毎に全ての就労条件改善事項に対する満足度が確認できる資料を含む。）を添付すること。
3. 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。
4. 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。
5. 必要に応じて実績報告書を添付すること。

Ⅱ 取組の総合評価

--

Ⅲ 事業の成果品等

(注) 事業の成果品等について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該成果品等の添付を省略することができる。

(別記 1 別紙様式 4)

令和 年度働きやすい環境づくり緊急対策のうち
労働力確保体制強化事業実施計画（実績報告）書
（事業統括業務）

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

（事業実施主体）
（代表者名）

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 1795 号農
林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 3 の 1（実績報告の場合は第 3 の 2）の規定に基
づき、下記のとおり労働力確保体制強化事業実施計画（実績報告）書を提出する。

事業実施年度	令和 年度			
事業実施主体名				
代表者	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 〒 ・ 住 所 TEL FAX メールアドレス	ナ 名 署 名 等 所 〒		
事務局 連絡先	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 〒 ・ 住 所 TEL FAX メールアドレス	ナ 名 署 名 等 所 〒		
会計担当者	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 〒 ・ 住 所 TEL FAX メールアドレス	ナ 名 署 名 等 所 〒		

事業実施体制

事業実施体制（フロー図を含む。）

事業内容及び計画

I 事業の実施方針

（全体方針）

II 事業検討委員リスト

専門分野	氏名	現職	備考

III 事業の内容

（１）地区プロジェクト実施主体の公募及び決定

（２）地区プロジェクトの進捗状況の管理

（３）成果報告会の実施

(4) 労働力調整等に関する相談への対応	
(注) 1 事業内容に応じて、実施する取組内容を詳細に記載すること。 2 適宜、行を追加して記入すること。	
(事業のスケジュール)	
(令和 年) 月 月 (令和 年) 月 月	

IV 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

事業実施経費

(単位：円)

費 目	事業費		経費の必要性と当該事業との関連性
		うち国庫補助金	
地区プロジェクト実施主体に対する補助	円	円	
(内 訳)			
賃 金	円	円	
(内 訳)			
技 能 者 給	円	円	
(内 訳)			
謝 金	円	円	
(内 訳)			
旅 費	円	円	
(内 訳)			
備 品 費	円	円	
(内 訳)			
消 耗 品 費	円	円	
(内 訳)			
印 刷 製 本 費	円	円	
(内 訳)			
通 信 運 搬 費	円	円	
(内 訳)			
委 託 費	円	円	
(内 訳)			
役 務 費	円	円	
(内 訳)			
使用料及び賃借料	円	円	
(内 訳)			
そ の 他	円	円	
(内 訳)			
合 計	円	円	

- (注) 1. 各費目の計上に際しては、別に定める「補助対象経費」を参考とすること。
 2. 「内訳」欄は、各費目の使途が分かるように記入すること。
 3. 「事業費」欄は、補助金申請額が本事業に要する事業費を下回る場合（事業実施主体の自己負担がある場合）には、「うち国庫補助金」欄に補助金申請額を記入すること。
 4. 「合計」欄には、各費目の合計額及び補助金申請額を記入すること。
 5. その他経営局長が必要と認める資料を添付すること。

6. 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
7. 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別記1 別紙様式5)

令和 年度事業評価結果報告
働きやすい環境づくり緊急対策のうち労働力確保体制強化事業

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

(事業実施主体名)
(代表者名)

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3の規定に基づき、下記のとおり事業評価結果を提出する。

1. 就労条件改善タイプ

地区プロジェクト 実施 主体名	事業実施 初年度	成果目標の 具体的な内容	取組内容	成果目標の達成状況				事業実施主体の意見
				基準年 令和 年	目標値	目標年 令和 年	達成率	

2. 産地間連携等推進タイプ

地区プロジェクト 実施 主体名	事業実施 初年度	成果目標の 具体的な内容	取組内容	成果目標の達成状況				事業実施主体の意見
				基準年 令和 年	目標値	目標年 令和 年	達成率	